非居住者円普通預金規定

阿波銀行

１．（非居住者円預金の取扱）

この預金については、通帳の発行はいたしません。お預りの預金は「外貨普通預金お取引明細書」にお取引内容を記載し交付しますので「外貨預金お取引明細帳」に綴り込んで保管してください。

２．（取扱日）

この預金は、当行の営業日にのみ預入れ、払戻しまたは解約ができます。ただし、外国為替市場が閉鎖しているときには、預入れ、払戻しまたは解約ができないことがあります。

３．（取扱店の範囲）

この預金は口座を開設した取引店（以下「取引店」といいます。）のほか当行本支店でも預入れ、払戻しまたは解約することができます。

４．（預金の変更、取消）

(1) この預金に関する、取引日、金額、利率、外国為替相場等の取引条件について、いったん合意したうえは、当該取引実行の前後を問わず変更または取消はできません。

(2) 前項にかかわらず、当行がやむをえないものと認めて当該取引条件の変更または取消に応じる場合には、これにより発生するいっさいの手数料、費用、損害金等を直ちにお支払いください。

５．（預金の受入れ）

(1) この預金は、円貨または外貨により預入れできます。ただし、外貨による場合は当行の承諾する通貨に限り、預入れできます。

(2) この預金に受入れできるものは次のとおりとします。

① 現金

② 取引店を支払場所とする手形、小切手、配当金領収証その他の証券でただちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）のうち取引店で決済を確認したもの。

③ 為替による振込金

ただし、この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときは、振込金を受入れしない場合があります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

(4) 取引店以外を支払場所とする証券類は取立のうえ、決済を確認した後、その代り金をこの預金に受入れます。この場合、費用を要するときは、当行所定の手数料をいただきます。

(5) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複送信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

６．（預金の払戻し）

(1) この預金は、円貨または外貨により払戻しできます。ただし、外貨による場合は当行の承諾する通貨に限り、払戻しできます。外貨現金での払戻しはできません。

(2) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）のうえ、公的な本人確認書類とともに取引店または当行本支店に提出してください。

(3) この預金からの各種料金等の自動支払いはできません。

(4) この預金から同日に数件の支払いをする場合にその総額が払戻すことができる金額をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

(5) この払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

７．（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を１円として、毎年２月と８月の当行所定の日に、毎日の当行の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更し、変更日以降の利息は、変更後の利率によって計算します。

８．（為替相場）

外貨をこの預金に預入れる際の外貨から円貨への換算は預入日の為替相場（電信買相場）により行い、この預金を外貨で払戻す際の円貨から外貨への換算は払戻し日の為替相場（電信売相場）により行います。なお、10 万米ドル相当額未満は店頭表示相場とし、10 万米ドル相当額以上は原則として東京外国為替市場における実勢相場を基準とします。

９．（手数料）

この預金の預入れ、または払戻しについて、当行所定の手数料をいただくことがあります。

10．（届出事項の変更等）

(1) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店または当行本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(2) 印章を失った場合のこの預金の払戻しまたは解約は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。

11．（印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

12．（成年後見人等の届出）

(1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。
(2)　家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。
(3)　すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に、取引店に届出てください。
(4)　前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、取引店に届出てください。
(5)　前四項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

13.（譲渡、質入れ等の禁止）

(1)　この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
(2)　当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

14.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第16条第3項第1号、第2号a.からe.および第3号a.からe.のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第3項第1号、第2号a.からe.または第3号a.からe.の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

15.（取引の制限）

(1)　当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
(2)　前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
(3)　前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前二項の取引等の制限を解除します。

16.（解約等）

(1)　この預金口座を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）のうえ、公的な本人確認書類とともに取引店または当行本支店に提出してください。
(2)　次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
　①　この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
　②　この預金の預金者が第13条第1項に違反した場合
　③　この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
　④　法令で定める本人確認等における確認事項、および第15条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
　⑤　この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
　⑥　第15条第1項または第2項に定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合
　⑦　第1号から第6号の疑いがあるにも関らず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
(3)　前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。
　①　預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
　②　預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
　　a.　暴力団員等が経営を支配していることが認められる関係を有すること
　　b.　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
　　c.　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
　　d.　暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
　　e.　役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
　③　預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
　　a.　暴力的な要求行為
　　b.　法的な責任を超えた不当な要求行為
　　c.　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
　　d.　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
　　e.　その他前a.からd.に準ずる行為
(4)　この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできる　ものとします。
(5)　前三項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、届出の印章および公的な本人確認書類を持参のうえ取引店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類の提出または保証人を求めることがあります。

17.（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しもしくは到着しなかったとき、または受取人が正当な事由なく受取りを拒否したときでも通常到達すべき時に到達したものと見なします。

18.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

(1)　この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当

行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、公的な本人確認書類とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

19. （預金保険）

この預金は預金保険制度の対象です。

20. （休眠預金等活用法に係る異動事由）

当行は、休眠預金等活用法にもとづくこの預金口座に関する異動事由を、当行のホームページに掲載します。

21. （休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

① 当行のホームページに掲げる異動が最後にあった日

② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項に定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く）に限ります。

④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

② 法令、法令にもとづく命令、もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止されたこと（当該支払停止が解除された日）

③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます）の対象となったこと（当該手続が終了した日）

④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります）
（当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日）

22. （通用法令）

この預金は、「外国為替および外国貿易法」その他日本の法律等の定めに従います。

23. （規定の改定）

この規定を改定する場合は、改定内容を記載した店頭ポスターまたはホームページ等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日から適用するものとします。

以　上

（2019.10.1現在）